

天城町農業委員会 6 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 6 月 15 日 (木) 13 時 30 分

2 場 所 天城町役場 別館会議室

3 出席委員 17 名

番号	集 落	氏 名	番号	集 落	氏 名
1			11	平土野	里村 清志
2	松原西区	中島 正博	12	兼久	禎村 和志
3	松原西区	政 弘幸	13	兼久	平野 勝哉
4	松原上区	麓 福太郎	14	兼久	中磯 朋美
5	前野	富山 良一	15		
6	岡前	小林 耕作	16	瀬滝	奥 好生
7	浅間	榮 徳男	17	当部	岩元 聡
8	浅間	勝尾 真一	18	三京	若山 秀也
9	天城	吉川 貴也	19	西阿木名	仲 公男
10	天城	貞山 博一			

4 欠席委員

1 番 前田 真智子 15 番 田原 廣秀

5 事務局 3 名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
1	事務局長	芝 健次	2	主任	中山 一輝
3	主任	中島 大地			

6 参加者 0 名

番号	所 属	氏 名

7 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更許可申請の意見について
- ・議案第 6 号 農地法第 3 条許可申請について
- ・議案第 7 号 農用地利用計画 (利用権設定) について

(3) 報告事項等

- ・報告第 2 号 農地法第 18 条 (合意解約) について
- ・その他 (協議会等)

(次第書) 令和5年6月15日(木) 開議13時30分～

(事務局) 配付してある資料の確認をお願いします。

定刻となりました。定例総会の前に仲会長よりごあいさつをお願いいたします。

(仲会長) 仲会長のあいさつ
(会長あいさつ後、定例総会に入る。)

本日の定例総会に、(田原、前田)委員から欠席届が出ており、これを承認してあります。

ただいまの出席委員は17人であります。過半数以上の出席ですので、本定例総会は成立いたしました。

これから、令和5年6月天城町農業委員会定例総会を開会します。それでは、議事日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、中島委員、政委員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

本日の定例総会会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者多し。）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例総会の会期は、1日と決定しました。

次に、本日の議案日程は、お配りしてありますとおりを予定としております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者多し。）

ご異議なしと認めます。

日程第3 議案第5号 天城農業振興地域整備計画の変更許可申請の意見についてを議題とします。

事務局に申請番号20番から23番までの説明を求めます。

（事務局の説明）

詳しくは農政課の担当がお見えですので、質疑の中で、説明をお願いしたいと思います。

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

まず、申請番号20番について、若山委員、岩元委員、お願いします。

若山委員

申請番号20番について説明します。場所は参考資料1ペ

ージ目です。今牛舎があるんですけど段違いになってまして、下がっている畑の方になりまして今回新しく作りたいということです。特に問題になるところはありません。皆様のご審議よろしく申し上げます。

貞山委員 段違いになっているって事なんですけど番地は別々ですか。

事務局 番地は違います。

貞山委員 分かりました。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑があれば農政課担当職員に答弁を求める）

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号20番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。
ます。（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号20番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として町に答申します。

次に、申請番号21番について、担当委員の調査報告を求めます。

麓委員、政委員、お願いします。

麓委員

申請番号21番について説明します。場所は参考資料2ページをご覧ください。本来であればこの2筆の間に牛舎が1棟と堆肥場ができてはいるんです。今回新たにもう1棟牛舎を建てたいということで申請をあげました。今回1棟と堆肥場ができております。周りの方の同意書も出ているので何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手でお願いします。

(質疑があれば農政課担当職員に答弁を求める)

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号21番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号21番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として町に答申します。

次に、申請番号22番について、担当委員の調査報告を求めます。

麓委員、政委員、お願いします。

麓委員

申請番号22番について説明します。参考資料の3ページをご覧ください。赤く囲んでいる隣に今までの牛舎が存在してまして、牛の頭数が増えたということで隣の畑を去年ぐらい買って登記して今回農協の事業があるということでまた牛舎を増築ということで申請があがってきました。周りの方の同意もとっているみたいです。何ら問題ないと思われれます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手でお願いします。

(質疑があれば農政課担当職員に答弁を求める)

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号22番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。
ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号22番は、審議の結果、(これを認めることに決定しました。)

この案件は、許可意見として町に答申します。

次に、申請番号23番について、担当委員の調査報告を求めます。

麓委員、政委員、お願いします。

麓委員

申請番号23番について説明します。町が今回浄水場を新設したいということで水道課から相談があり、いい土地がないかとあちこち探したんですけど、なかなか地権者と話が合わずにいたんですけど、参考資料にあるように当該番地の所有

者が島にもいないということで、町のためなら土地を売ってもいいということで話になりました。この畑はスプリンクラーがたっていますが、水道課の方から県の方へは話はしているようです。以上です。

榮委員 転用後は建物が建つんですか。

麓委員 浄水場が建ちます。松原から浅間の一部の水をまかなうようです。現在あるものが水漏れをしているようです。

政委員 現在あるものが水漏れもあるし、高さ的にも低いから、こっちは今あるものより50メートル高いから、水の断水も少なくなる予定だそうです。浄水場建てる周りにも道具を入れる倉庫とか町で計画しているようです。

榮委員 分かりました。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手でお願いします。

(質疑があれば農政課担当職員に答弁を求める)

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号23番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号23番は、審議の結果、(これを認めることに決定しました。)

この案件は、許可意見として町に答申します。

日程第4 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に、申請番号24番から33番までの説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

順次、譲渡人、譲受人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。また、参考資料等ページ番号もお願いします。

まず、申請番号24番について、富山委員をお願いします。

富山委員

申請番号24番について説明します。譲渡人と譲受人は親

戚に関係になります。同級生だそうです。参考資料の5ページをご覧ください。轟線よりちょっと入ったところにありまして現場も見てきました。現場は畑総地区で境界等もはっきりしているため何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号24番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号24番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号25番について、担当委員の調査報告を求

めます。

奥委員お願いします。

奥委員

申請番号25番について説明します。参考資料の6ページです。譲渡人と譲受人は縁故関係にあります。場所は瀬滝の外れの三京に行くところ愛心園の南側になります。譲受人の家の向かいにあたります。地積測量は入ってませんが畦とかあってソテツが植えてありはっきりと面積が確認できますので何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号25番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号25番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

ここで議長職を中島会長代理と交代します。

(議長交代)

(中島会長代理) 次に、申請番号26番について、担当委員の調査報告を求めます。

仲委員お願いします。

仲委員

申請番号26番について説明します。譲渡人と譲受人に縁故関係はありません。参考資料の7ページです。場所が違っていきまして、この家が2件後ろの方にありますけど、後ろの2件目の丸い囲まれたところですよ。譲受人がずっと小作をしていた土地で譲受人は都会にいて、いずれ買ってこれということで小作をしていたようです。それで売買に至ったようです。何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号26番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号26番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号27番について、担当委員の調査報告を求めます。

仲委員をお願いします。

仲委員

申請番号27番について説明します。譲渡人と譲受人に縁故関係はありません。参考資料の8ページです。この土地も譲受人が小作をずっとしている土地で元々は譲受人の親の土地を譲ってもらって譲渡人が家を建て耕作していたところです。ですがもう帰ってくることはないので買ってくれということで契約が成立したとのこと。何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号27番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号27番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

ここで議長を仲会長と交代します。

仲会長 次に、申請番号28番について、担当委員の調査報告を求めます。

禎村委員をお願いします。

禎村委員 申請番号28番について説明します。譲渡人と譲受人に縁故関係はありません。参考資料の9ページをお願いします。畑は、H商店から堆肥センターに向かって行って分かれ道を右側に曲がって行っていくと小さい橋を越えてこの畑に行く道になるんですけどその手前に大きめの沈渣地あり、それを

すぎて右手にのぼる道があるのでそこをのぼったところなります。境界などは土手に囲まれているので何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号28番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号28番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号29番について、担当委員の調査報告を求めます。

政委員をお願いします。

政委員

申請番号29番について説明します。譲渡人と譲受人に縁故関係はございません。場所は参考資料の10ページをご覧ください。

ください。松原の県道鬮牛場をすぎてH建設があるんですけどそこを右に入ったところですよ。M氏の自宅の隣にあります。2筆は。もう一つはクロスカントリーのちょっと下の横線のすぐ横なんですけど、この2筆は畑総は入っていないのですが境界はしっかりしています。もう1筆は畑総地帯なのでしっかり境界が決まっています。現在牧草を植えてこれからも牧草地として使う予定だそうです。何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号29番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号29番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号30番について、担当委員の調査報告を求めます。

奥委員お願いします。

奥委員

申請番号30番について説明します。参考資料の11ページです。譲渡人と譲受人に縁故関係はございません。ただ譲受人が15年ほど小作をしている土地であります。住所は大津川となっておりますが、兼久小学校の西側体育館のすぐ上を大津川の北側にいったところになります。地番は大津川松名後となっております。畑総事業も入ってしまして何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号30番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号30番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号31番について、担当委員の調査報告を求めます。

奥委員お願いします。

奥委員

申請番号31番について説明します。参考資料の12ページです。場所は瀬滝の構造改善センターから南側に100メートルぐらい行ったところ。三角形の土地で面積は小さいのですが譲渡人の方から買ってくれないかとのことで相談を受けたそうです。地積も入っているので何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号31番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いし

ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号31番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号32番について、担当委員の調査報告を求めます。

富山委員お願いします。

富山委員

申請番号32番について説明します。参考資料の13ページをご覧ください。譲渡人と譲受人は親子です。売買となっておりますが今譲受人は名瀬の方にいてたまに帰ってきて手伝いをしている状況です。譲渡人が年をとって大変だということで売買になりました。現場は畑総地帯で境界等しっかりしているところであります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号32番について、採決します。
お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。
ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号32番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号33番について、担当委員の調査報告を求めます。

貞山委員をお願いします。

貞山委員

申請番号33番について説明します。参考資料の14ページをご覧ください。赤の線で囲ってある上を今譲受人が小作しているみたいで、それで今回譲渡人が畑の整理をしたいということで今回の申請になったようです。境界等もはっきりしていて何ら問題ないと思います。今後はキビを植える予定だそうです。皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

(質疑があった場合)

質疑なしと認めます。

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります

これから、申請番号33番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号33番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次の審議の前に貞山委員の退室を求めます。

(貞山委員退室)

日程第5 議案第7号 農用地利用集積計画(利用権設定)についてを議題とします。

事務局に本案の説明を求めます。

(事務局の説明)

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

(質疑があった場合)

質疑なしと認めます。

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、本案について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、本案は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

貞山委員の入室を認めます。(貞山委員入室)

日程第6 諸報告を行います。諸報告については、配布してありますので、お目通し願います。

次に報告第1号 農地法第18条に係る合意解約申出を1件受理しています。

以上で、諸報告を終わります。

以上で、議事日程を終了し、協議会に入ります。

(協議会)

協議事項、意見等ございませんか。

(協議事項、意見等)

事務局から連絡事項はありませんか。

(事務局からの連絡等)

それでは、事務局より連絡事項を申し上げます。

事務局からは以上です。

次回の定例総会は、7月18日、火曜日を予定としております。

以上で、協議会を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

令和5年6月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 14 時 20 分